

広げよう！地域を変える一歩とつながり

# 市民活動助成金 (二次募集) 募集案内2026



令和8年度から「市民活動助成金制度」は市民活動団体、コミュニティ、企業、行政など多様な主体が協働して地域課題に取り組む制度として、内容を新たにします。

地域社会の持続可能な発展を目指し、あなたの「活動したい！」  
「新しく始めたい！」を支援します。

申請期間：令和8年4月1日～令和8年5月22日

# 1. 助成金制度の概要

市民活動助成金は、市内で活動するNPOや自治区などの市民活動団体が地域社会の課題解決や発展に向けて行う事業を支援し、団体の自発的・自立的活動や連携・協働の促進を目指す助成制度です。団体の企画実施する事業内容に応じて3つの部門（はじめの一步プラス部門、オープンコラボ部門、行政コラボ部門）で構成されています。

## 募集受付期間

令和8年4月1日（水）  
～令和8年5月22日（金）

## 対象となる事業

団体が市内において新たに企画実施する市民活動で令和8年度内に完了できる事業

## 対象外

- ・国、他の地方公共団体、民間団体等による助成金等を受ける事業
- ・地域固有の祭りやイベント、レクリエーション活動など現在も行われている事業

## 助成対象となる団体

NPOや自治区などの市民活動団体に、次の条件をすべて満たしていること。

- ・構成員が2人以上であること
- ・団体の行う活動が非営利・公益的・自発的であること
- ・規約などがあり継続的な市民活動を行っている、またはこれから行う予定があること
- ・宗教活動または政治活動（選挙活動）を目的としていないこと

半田市では「はたらく親を応援するまち」づくりを進めています。

市民活動団体による“はたらく親を応援する取組”も積極的に支援しています。小さな困りごとを解決する活動や、新しいアイデアを歓迎します！



## 2. 助成金の種類と概要

市民活動助成金は、団体の状況や事業内容に応じて3つの部門で構成されています。それぞれの枠には異なる目的と支援内容があり、団体の活動段階や協働の形態に合わせて選択できます。

はじめの一步プラス部門	オープンコラボ部門	行政コラボ部門
<b>目的：</b> 活動開始初期の団体を資金面で支援するとともに、活動を理解・共感してもらう力の向上を図り、若者への発表で共感を得ることで、活動への活力に変え、持続性の向上を図ります。	<b>目的：</b> 市民が主体となる協働事業を進展させるとともに、企業など多様な主体による、地域の連携・協働を促進します。	<b>目的：</b> 行政課題の解決や市の施策推進を共に目指すプロジェクトを積極的に支援し、地域の問題を市民と職員が共有し、解決に向けて協働で取り組める仕組みを構築します。
<b>対象団体：</b> 設立後3年以内	<b>対象団体：</b> 設立後1年以上	<b>対象団体：</b> 設立後1年以上
<b>助成対象：</b> 市民活動団体が市内において新たに企画実施する事業 ※運営の経費も対象	<b>助成対象：</b> 市民活動団体が市内において新たに企画実施する事業 ※学校や自治区、企業、他団体等と協働して企画実施する事業	<b>助成対象：</b> 市民活動団体が市内において新たに企画実施する事業 ※市の担当課と協働して、企画実施する事業（行政提案テーマに基づいた「行政提案型」、市民提案を反映した「市民提案型」を併設）
<b>補助内容：</b> 1団体あたり10万円以内（初年度対象経費の9/10、2年目3/4、3年目1/2）	<b>補助内容：</b> 1団体あたり100万円以内（対象経費の3/4）	<b>補助内容：</b> 1団体あたり100万円以内（対象経費の9/10、2年目以降3/4）
<b>条件補足：</b> ※助成は最大3回まで ※毎年度申請及び審査が必要	<b>条件補足：</b> ※同一年度内に1事業（同一事業を継続する場合は原則3回まで） ※毎年度申請及び審査が必要	<b>条件補足：</b> ※同一年度内に1事業（同一事業を継続する場合は原則3回まで） ※毎年度申請及び審査が必要
<b>その他：</b> 申請初年度はプレゼンテーション研修及び市内学校等での発表が必要	<b>その他：</b> それぞれが主体的にかかわり効果の得られる事業とするべく、協働確認書の提出が必要	<b>その他：</b> 総合計画の方向性に沿った事業であり、担当課との調整が済んでいることを確認するため、協働確認書の提出が必要

# 3. 申請手順とスケジュール

申請の前に、必ず事務局（市民交流センター）へご相談ください



## 助成金の部門を確認

団体の設立年数や事業内容に基づいて、最適な助成金部門を選択します。



## 条件確認と調整

選択した部門の申請条件を満たしているか確認し、必要に応じて協働団体や担当課と調整します。



## 申請書類の作成

申請に必要な書類を準備します。部門によって提出書類が異なりますのでご注意ください。不明点があれば事務局（市民交流センター）に相談してください。



## 申請書の提出

**令和8年5月22日(金)**までに、全ての書類を提出します。提出後は事務局（市民交流センター）による確認があります。

## 申請部門の確認

申請部門は以下の点でご判断ください。

### はじめの一步プラス部門

設立3年以内の団体が対象です。

### オープンコラボ部門

設立1年以上の団体が、他団体・企業・学校と協働する事業が対象です。

### 行政コラボ部門

設立1年以上の団体が、半田市の担当課と協働する事業が対象です。



### 行政コラボ部門の注意事項

行政提案テーマに基づいた「行政提案型（項番5を参照ください）」、市民提案を反映した「市民提案型」があります。どちらも担当課との事前調整が必要です。まずは事務局（市民交流センター）へご相談ください。



### はじめの一步プラス部門には、こんな“プラス”があります！

はじめの一步プラス部門では、活動が“もっと伝わる、もっと広がる”ように、団体のみなさんを応援する2つのプログラムをご用意しています。

#### ①プロから学べるプレゼンテーション研修

団体のPR力を一気に高められる絶好のチャンスです！

#### ②市内の学校等で発表できる機会

子どもたちの前で自分たちの活動を紹介することで、活動の魅力をまちにひろげましょう！

# 申請スケジュール

市民活動助成金の申請から審査、交付までのスケジュールを把握し、余裕を持って申請手続きを行ってください。オープンラボ部門や行政コラボ部門では、協働団体や担当課との調整が必要なため、事務局（市民交流センター）までご相談ください。

## 募集開始（二次募集）

令和8年4月1日（水）

助成金の募集が開始されます。募集案内で必要書類を確認し、準備を始めましょう。

1

## 事前相談期間

令和8年5月21日（木）まで  
申請の前に、必ずご相談ください。

2

## 申請書提出期限

令和8年5月22日（金）

全ての申請書類を期限内に提出してください。期限を過ぎた申請は受け付けられません。

3

## 申請書確認期間

令和8年5月29日（金）まで  
事務局による申請書の確認が行われます。必要に応じて書類の差し替えをお願いする場合があります。

4

## 1次審査

令和8年6月5日（金）

審査会で書類審査が行われます。審査結果は6月17日（水）までに通知されます。

5

## 2次審査

令和8年6月23日（火）

審査会で質疑応答による審査が行われます。オープンラボ部門、行政コラボ部門の申請団体は、**担当者の出席が必要です。**

6

## 審査結果発表

令和8年7月1日（水）

最終審査結果が通知されます。採択された団体は助成金交付申請の手続きに進みます。

7

# 4. 提出書類一覧

申請には以下の書類を準備してください。各部門によって必要な書類が異なりますのでご注意ください。

## 全部門共通

- ・ 助成金申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 団体概要資料  
(団体規約、団体予算書)

## オープンラボ部門のみ

- ・ 協働確認書（協働する団体との具体的な役割分担などを明記）

## 行政コラボ部門のみ

- ・ 協働確認書（担当課との調整内容や役割分担を記載）

## 対象となる経費

次ページ「半田市市民活動助成金交付対象経費一覧」をご確認ください。

### ⊗ 主な注意事項

- ・ 飲食及び親睦に要する経費は対象外です。
- ・ 備品費は、助成額の2分の1が限度です。また、オープンラボ部門・行政コラボ部門において、パソコン、カメラ等の他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品の購入費は対象外です。
- ・ オープンラボ部門及び行政コラボ部門において、団体運営経費は対象外です。

## 申請書類の入手方法

申請に必要な書類は、市のホームページからダウンロードできます。また、市民交流センターの窓口でも配布しています。



▲市ホームページ

## 提出方法

申請書類は、市民交流センターに直接持参するか、郵送で提出してください。電子メールでの提出も受け付けています。

提出期限：令和8年5月22日（金）必着

# ① 交付対象経費一覧

費目	内 容	認められないもの
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講師謝金 講演会、講習会、研究会等の講師の謝礼 ※講師謝礼基準（概ね4時間につき） ①大学教授又はこれに類する者 25,000円以内 ②講師又は一般講師 15,000円以内 ③その他 8,000円以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の基準を上回る額の講師謝金</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア謝金 移動時間や待機時間を除く実働時間 ①特に資格等が不要の場合 時間単価 500円以内 ※上限額 1人1日当り 1,000円以内 ②簡単な資格や条件が必要 時間単価 1,000円以内 ※上限額 1人1日当り 2,000円以内 ※個人に対する謝金を想定</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記念品 各種の行事、イベント等で贈る記念品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単に「モノ」で人目を引くための品</li> <li>・参加者への粗品等</li> </ul>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通費 講師等が公共交通機関を利用した際の実費</li> <li>●通行料 有料道路等の通行料</li> </ul>	
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消耗品費 ・用紙、文具類、記録用写真代（写真用紙、CD）、コピー代、教材費、材料費 ・税込30,000円/個未満の物品</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●燃料費 事業に必要な車のガソリン代、草刈機などの燃料代</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●印刷製本費 チラシ、ポスター、資料などの印刷代</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食糧費 飲食の経費は、原則として認められません。</li> </ul>	
役務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通信運搬費 切手代、宅配代</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●看板制作費</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料 ボランティア保険や行事開催時の損害保険等</li> </ul>	
委託費 ※見積書の添付が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委託料 特殊な技術、設備を必要とする、あるいは専門的な知識を必要とする事務事業を外部に依頼する費用 ※事業の全部を委託することは不可。団体でできることは、可能な限り自ら実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書の添付がないもの</li> </ul>
使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会場使用料 会議やイベント等で使用する施設、設備等の使用料 ※施設に付随する空調費等も含む</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐車場使用料 講師、ボランティア、団体関係者の駐車場使用料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の駐車場使用料</li> </ul>
備品費 ※見積書の添付が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●30,000(円/個)以上の物品 ※助成額の2分の1を上限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書の添付がないもの</li> <li>・パソコンやデジタルカメラなど、他の事業にも使用できる汎用性の高い物品</li> </ul>
賃貸料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃貸料 機器や機材、車両等の借上料</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原材料費 土砂、材木などの原材料費</li> <li>●手数料 送金に係る最小限の振込手数料</li> <li>●その他 市長が適当と認めるもの</li> </ul>	

# 5. 行政コラボ部門の行政提案テーマ

行政コラボ部門では、市の担当課が提示する行政課題テーマに基づいた事業提案を募集しています。以下のテーマから選択し、担当課と協働して事業を実施することができます。

担当課	提案テーマ	推進施策または課題の概要	市民活動団体に期待する役割 (参考事例)	担当課の役割(例)
市民協働課	誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けた男女共同参画の推進	「みんなが輝くチャレンジプラン」に掲げる「女性活躍の推進」や「ワーク・ライフ・バランスの実現」、「多様性を尊重する社会づくり」を推進するため、市民の意識啓発や理解促進を図る必要がある。幅広い世代に向けた講座や広報活動などを通じ、誰もが自分らしく生きられる地域社会の形成を進めたい。	●多様な立場の市民が参加しやすい講座やワークショップの企画・運営 ●市民目線での広報誌や情報発信の企画・編集 ●地域での実践活動や当事者の声を活かしたセミナーの開催など	●男女共同参画推進週間事業との連携(期間・広報等) ●講師紹介や会場調整などの支援 ●市公式広報媒体(はんだ市報、公式サイト等)での周知協力 ●関連情報の提供など
生涯学習課	青少年健全育成の推進	青少年が安心して育ち、地域でいきいきと活動できる環境づくりを進める。青少年の健全な育成や体験支援、地域での育成環境づくりを推進したい。	●青少年向けのイベントの企画・運営 ●地域との連携による育成活動 ●青少年の健全育成に資するセミナーの実施など	●会場手配支援 ●市公式広報媒体での情報発信協力 ●関連資料や情報の提供

## 「行政提案型」と「市民提案型」

行政コラボ部門には、上記の行政提案テーマに基づく「行政提案型」と、市民からの提案を反映した「市民提案型」があります。どちらの場合も、担当課との事前調整が必要です。まずは市民交流センターへご相談ください。

### 行政提案型

市が提示する推進施策や行政課題テーマに基づき、市民活動団体が事業を提案・実施する形式です。上記のテーマから選択し、担当課と協働して事業を進めます。

### 市民提案型

市民活動団体が発見した地域の問題の解決策を提案・実施する形式です。提案内容が市の施策と合致するか、担当課との事前調整が必要です。

# 6. 申請のポイントと審査方法

## 申請書作成のポイント



### 明確な目標設定

事業の目的と目標を具体的な形で設定しましょう。例えば「地域の高齢者の孤立を減らす」ではなく、「月1回の交流会を開催し、地域の高齢者30名の社会的つながりを創出する」というように、具体的に記載してください。



### 協働の効果を明確に

オープンラボ部門や行政コラボ部門では、協働によってどのような相乗効果が生まれるかを具体的に説明しましょう。それぞれの強みをどのように活かすのか、役割分担はどうなっているのかを明確にします。



### 適切な予算計画

予算は現実的かつ詳細に作成しましょう。見積もりを取るなど、根拠のある金額を計上してください。また、自己資金や他の資金源についても明記し、事業の持続可能性を示しましょう。

## 申請時によくある質問



### 複数の部門に同時に申請できますか？

同一年度内に1団体が申請できるのは1つの部門のみです。団体の状況や事業内容に最も適した部門を選択してください。



### 申請後に事業内容を変更できますか？

原則として、申請時の事業計画に基づいて実施する必要がありますが、やむを得ない事情がある場合は、事前に事務局に相談の上、変更申請を行うことができます。



### 助成金の前払いは可能ですか？

事業の性質上、前払いが必要な場合は、交付決定後に前払い請求を行うことができます。詳細は事務局にお問い合わせください。



### 他の助成金（補助金）にも申請していますが、この助成金にも申請できますか？

申請はできます。ただし、他の助成金（補助金）を受けることが決まった場合は、助成対象外となります。



### 規約や会則等がない団体は申請できませんか？

申請できません。団体組織として継続的運営に欠かせない、目的や運営方針を決めた規約や会則等の整備が必要です。



### 事業収入はどのように取り扱えばいいですか？

収支予算に計上してください。収入と助成金の額の合計額が、助成金交付対象経費の額を上回る場合は、その上回る額を助成金の額から減額して交付することになります。

## 審査方法

審査は、第1次審査（書類審査）と第2次審査（質疑応答による審査）の2段階で行われます。

第1次審査では、提出された書類に基づいて評価が行われ、基準を満たした団体が第2次審査に進みます。

第2次審査では、団体の担当者が出席し、審査員からの質問に答える形式で審査が行われます。

※はじめの一步プラス部門は書類による審査のみで行われるため、質疑応答による審査の出席は不要です。

## ① 審査基準の設定について

審査にあたっては、申請内容を次の項目に基づいて5段階評価を行い、総合的に判断し、選考します。申請書の記入にあたっては、これらの視点を考慮してご記入ください。  
 なお、審査項目の「公益性、地域性」の評価は、他の審査項目の評価点数の2倍です。

### 【はじめの一步プラス部門】

審査項目	審査基準
課題・問題把握の 妥当性	市民のニーズや地域課題を適切に把握しているか。
<u>公益性、地域性</u>	事業目的が、市民の利益又は地域の活性化につながる活動、あるいは既存の公益的サービス（福祉、教育、文化、防災、防犯、環境等）を補うような活動であるか。
投入資源の適切性、実現可能性	実施するための資金や人材などは適切か。事業内容、予算額、実施体制などが妥当で、実現可能なものであるか。
事業効果の具体性、発展性、波及性	事業実施により期待できる効果が具体的に示されているか。活動が市民に支持され、団体運営への巻き込み、又は地域活動への参加促進が期待できるか。他に波及的効果を及ぼすことが期待できるか。
活動の将来性	来年度以降の市民活動の展望があるか。

### 【オープンコラボ部門／行政コラボ部門】

以下の審査項目に加え、協働による効果（それぞれの団体の特性をいかし、協働することでより良い効果が期待できるか。）を5段階評価で審査します。

審査項目	審査基準
課題・問題把握の 妥当性	市民のニーズや地域課題を適切に把握しているか。
<u>公益性、地域性</u>	事業目的が、市民の利益又は地域の活性化につながる活動、あるいは既存の公益的サービス（福祉、教育、文化、防災、防犯、環境等）を補うような活動であるか。
計画性、実現可能性	事業内容、実施体制、実施時期などが妥当で、実現可能なものであるか。
予算の妥当性	予算規模、積算根拠、収支見込みは適正か。
独創性、先進性 (市民活動団体)	団体独自の発想やノウハウ、専門性、ネットワークを持っているか、将来を見越した先駆的な取組みか。
活性化 (自治区関連)	地域の活性化や交流促進、連帯感が高まる事業か。
事業効果の具体性	事業実施により期待できる効果が具体的に示されているか。
継続性、発展性、 波及性	継続的な事業実施が可能か、その活動が市民に支持され課題解決につながっていく可能性があるか、他に波及的効果を及ぼすことが期待できるか。
団体の活動目的との整合性、自立性	団体の目的に沿って、事業を展開していくビジョンが描かれているか。助成金に依存し、自主性が損なわれる危険性はないか。

# 7. 成果報告

助成事業終了後、以下の報告書を提出してください。成果報告は、次年度以降の助成申請にも影響しますので、事業の成果を具体的に記載してください。



## 事業報告書

公式フォーマットを使用して、事業の実施内容、成果、課題などを詳細に記載します。計画と実績の比較や、事業を通じて得られたことなども含めてください。



## 活動成果資料

事業の様子を撮影した写真、参加者アンケートの結果、メディア掲載記事のコピーなど、事業の成果を示す資料を添付します。



## 収支報告書

助成金の使途を明確に示す収支報告書を作成します。予算と実績の差異がある場合は、その理由も記載する必要があります。

## 報告書提出期限

事業完了後30日以内、または令和9年4月5日のいずれか早い日までに提出してください。

# 8. 過去の交付実績

団体設立に合わせた申請から、地域の自治体、企業、市の事業担当課と協働した事業など、さまざまな事業が市民活動助成金を活用して行われています。詳しくは市のホームページをご確認ください。

▶右記の二次元コードからご確認が可能です



### 過去の申請団体からの声 -

「助成金を通じて、私たちの活動が地域社会に貢献できたことは大きな喜びです。申請前は不安もありましたが、説明会や個別相談で丁寧に対応していただき、無事に採択されました。これから申請される団体の皆さんも、ぜひ相談してみてください。」

# お問い合わせ先

市民活動助成金に関するご質問やご相談は、以下の窓口で受け付けています。お気軽にお問い合わせください。



## 担当窓口

半田市市民協働課  
市民交流センター  
〒475-0857  
半田市広小路町155の3



## 電話・FAX

TEL: 0569-32-3430  
FAX: 0569-32-3447  
受付時間: 平日8:30~17:15  
(毎月第4水曜日を除く)



## メール・ウェブ

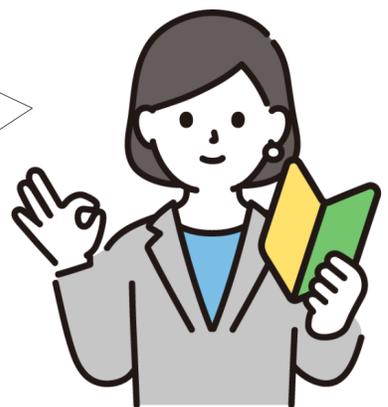
E-mail: s-kouryuu@city.handa.lg.jp  
ホームページ:  
<https://www.city.handa.lg.jp/kurashi/shimin/1001923/1001924/1011172.html>



個別相談は随時受け付けております。市民交流センターまで電話またはメールにて事前予約をお願いします。

「どんな助成金かな？」  
「この活動は該当するのかな？」  
「実際に何を提出するんだろう？」

検討されている方、迷われている方、  
なんとなく気になる程度でも大丈夫！  
市民交流センターにお声がけください。



はたらく親を  
応援するまち



半田市